

那 都 都 第 461 号

令和 7 年 2 月 20 日

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会

会長 池間 守 様

那覇市長 知念 寛



那覇市都市景観助成金について（周知依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、歴史的・伝統的な都市景観形成の推進を目的に、都市景観形成地域に指定する対象地区において、景観形成に寄与する赤瓦や琉球石灰岩などの素材を活用した下記の工事等に対し、その経費の一部を補助する事業を実施しております。

つきましては、関係する皆さまへ本補助事業について周知していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1. 対象地区 首里金城地区、龍潭通り沿線地区及び壺屋地区（裏面参照）

2. 対象工事

赤瓦屋根	・建築物の沖縄県産赤瓦在来瓦葺き、S 瓦葺き、断熱瓦葺き（原則として漆喰押え）の屋根工事及び、漆喰塗替えや瓦葺替えなどの大規模な修繕工事。 ・屋根瓦面積は原則として、屋根面の水平投影面積の 2／3 以上とする。 ・赤瓦屋根の勾配は概ね 4～5 寸を標準とする。
石積み 石張り	・琉球石灰岩による外壁、外構等の仕上げや石積み、石塀、石垣等の石工事及び石積み修復などの大規模な修繕工事。 ・原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。
木材等	・木材等の自然素材や再生木による外壁等の修景工事。 ・原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。

※ 在来瓦・S 瓦・断熱瓦葺きの漆喰塗替えも対象となります。

3. 助 成 額 対象工事費の 2／3 以内とし、限度額は 1 件につき 100 万円

※詳細につきましては、都市計画課のホームページをご覧ください。



<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/dezain/keikangyousei.html>

お問い合わせ先：

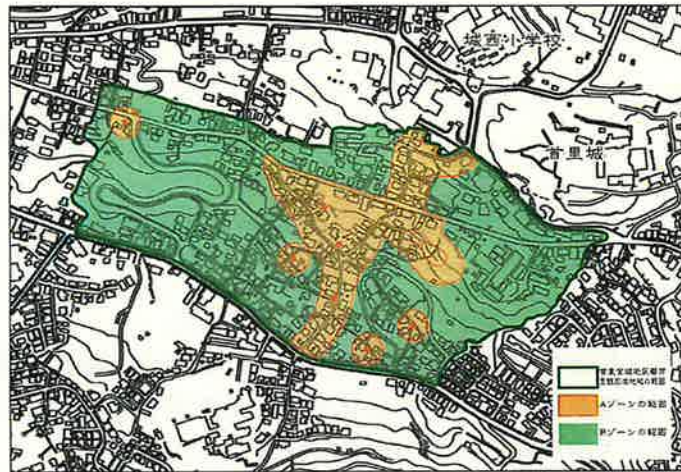
那覇市 都市計画課 都市デザイン室

電話：098-951-3246



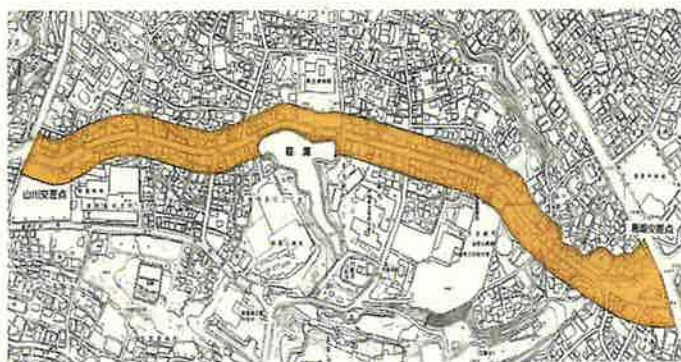
都市景観形成地域の範囲

●首里金城地区



●龍潭通り沿線地区

山川交差点から鳥堀交差点までの約1.2 kmの区間
龍潭通り沿線の近隣商業地域(25m)の範囲



●壺屋地区

